

令和2年9月16日

令和2年第3回奥多摩町議会定例会会議録
(決算特別委員会)

令和2年9月15日 開会

令和2年9月16日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和2年第3回奥多摩町議会定例会決算特別委員会 会議録

1 令和2年9月16日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会決算特別委員会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

《傍聴議員》

第5番 木村 圭君（議会選出監査委員）、第12番 原島 幸次君（議長）

3 欠席議員は次のとおりである。

な し

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 徳王 真理君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	若菜 伸一君	企 画 財 政 課 長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	新島 和貴君	総 務 課 長	天野 成浩君
危機管理担当主幹	大串 清文君	住 民 課 長	加藤 芳幸君
福祉保健課長	菊池 良君	観 光 産 業 課 長	杉山 直也君
環境整備課長	坂村 孝成君	会 計 管 理 者	坂本 秀一君
教 育 課 長	岡野 敏行君	病 院 事 務 長	須崎 洋司君

令和2年第3回奥多摩町議会定例会
決算特別委員会議事日程〔第2日〕

令和2年9月16日(水)
午前10時00分 開議

日程	議案番号	議案名	結果
1	—	委員長開議宣告	—
2	認定第1号	令和元年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
3	認定第2号	令和元年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
4	認定第3号	令和元年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
5	認定第4号	令和元年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
6	認定第5号	令和元年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
7	認定第6号	令和元年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
8	認定第7号	令和元年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
9	認定第8号	令和元年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの

(午後2時3分 閉会)

午前 10 時 00 分開議

○委員長（宮野 亨君） 皆さん、おはようございます。

これより決算特別委員会を再開します。

直ちに、会議を開きます。

本日は、昨日に引き続き、認定第 1 号 令和元年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

なお、質問される委員にお願いします。質問される際、決算書の場合は、タブレット上のページと併せ、款、項、目、節の区分を示していただきますようお願いします。また、事務報告書の内容について質問される場合、一般会計歳出の質疑では、款を区切って行い、一般会計以外では、それぞれの会計ごとに質疑を行いますので、事務報告書についても質疑中の款等と連動している質問をされるとともに、事務報告書は、タブレットに課ごとに格納されておりますので、課名とタブレット上のページを示した上で質問いただきますようお願いいたします。

それでは、歳出の款の 6 農林水産業費、款の 7 商工費、款の 8 土木費についての質疑を行います。質疑のある委員は、挙手願います。9 番、石田委員。

○9 番（石田 芳英君） 9 番、石田でございます。

タブレット 92 ページの款、農林水産業費、項、林業費、目、林道治山費の事業名が都補助林業開設事業費の西川線林道についてお尋ねしますが、今回減額ということで、また、繰越明許費が 3,410 万円ほど繰り越されておりますけれども、西川線林道工事につきましては、これまでいろいろとありましたけれども、現在の状況と、繰り越しになった理由、それと今後の予定についてお伺いしたいと思っております。

○委員長（宮野 亨君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 9 番、石田委員のご質問にお答えをさせていただきます。

西川線林道にかかわるご質問でございます。西川線林道につきましては、令和元年度の予算につきましては、台風の災害の影響を受けたということで、議会の皆様にご説明をさせていただきます。繰越明許費ということで予算の執行を認めていただきました。その後、現場におきましては工事を進めております。台風の災害復旧が完了した後に本工事の着手を行いまして、この 7 月末をもちまして繰り越し分の工事については完了しまして、東京都の検査を受検しているという状況でございます。

今年度につきましても令和 2 年度で事業費予算を確保させていただいておりますので、

今後 10 月の半ばを目途に今年度分の工事発注をしていきたいというふうに考えてございます。今年度につきましては、概ね 100 メーター程度の延長で、引き続き工事を実施してまいりたいということでございます。次年度以降、令和 3 年度以降につきましても継続して事業を実施していく計画でございます。

以上でございます。

○委員長（宮野 亨君） 質疑ございませんか。4 番、小山委員。

○4 番（小山 辰美君） 4 番、小山です。

私から 2 点ほど質問いたします。まず 1 点目は、98 ページです。款 07 商工費、項 02 観光費、目 02 観光施設整備事業費、(02) 観光施設事業費、節 15 の青目立不動尊休み処進入路の改修工事ということで伺います。

青目立へ行きますと、道路入り口がふさがれておりましたけれども、この工事の件だと思いますが、土地所有者とのトラブルがあったと伺っております。これの解消はしたのかどうかをまず 1 点伺います。

そして、次にページ 105、款 08 土木費、項 04 住宅費、目 02 住宅建設費、(01) 住宅建設事業費、節 17 公有財産購入費ということで、105 ページの上のほうです。丹三郎の水神前、それから、小丹波の竹ノ平、土地の購入をしましたけれども、今後この活用をどうするのか、その辺も伺います。

以上 2 点お願いします。

○委員長（宮野 亨君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 4 番、小山委員さんからのご質問にお答えいたします。

商工費のページが 98 ページということで、商工費、目で言うと観光施設費、事業だと観光施設整備事業費です。この中の工事請負費の青目立不動尊休み処進入路改修工事ということでお話がございました。こちらにつきましては、お話があったとおり、進入路のところ目隠し塀のほうを設置をさせていただいた工事と、あともう一点が青目立不動尊のところスラブの部分があったんですけども、そちらが隣の土地の民有地にかかっているということで、総合的に判断させていただいて、そちらのほうを撤去したという 2 つの工事を実施しております。

その中で、ご質問の中でも土地所有者のトラブルの解消ということでお話がございました。こちらにつきましては、進入路の部分の入り口から 100 メーター前後なんですけど、その部分が進入路の半分から町の所有地と民有地ということで土地のほうに分かれておまして、その部分で過去から土地の部分での所有権の部分の行き違い等もございまして、

所有者の方へご迷惑をおかけして、ちょっとトラブルになっていたというところでした。そんな中で民有地のほうにやっぱり進入路ということで、青目立は、インディゴブルーがやっていたわけですが、そこに行くのには車で通行するというところになると、やっぱり民有地を通らなければいけないということで、その部分につきましては土地所有者の方から無償で利用させていただくということで契約はさせていただいていたところなんですけれども、やはり通られる方のマナーとかもありまして、花壇の植木をとられてしまったり、ごみを捨てられてしまったりとか、そういった部分も重なってしまったというところで、ちょっと民有地のほうの通行が難しくなってしまったという状況がございました。

その中でも町とのやりとりの中で不信感的なものがあり土地所有者の方の気分を害してしまったというところもございますけれども、そんな中で通行が難しくなってしまったという状況で、町といたしまして、植木をとられてしまったり、ごみを捨てられてしまったり、そういうトラブルの解消のために町の所有地と民有地の間に目隠し塀という形で設置をさせていただいたところがございます。トラブルが解消したかという難しい問題がございまして、あの道を通って青目立不動尊休み処に行くのが一番の良い方法なので、目隠し塀は設置させていただいたんですけれども、何とかそこをうまく通れるような形で、引き続きお話ししていきたいとは考えております。

オートバイ、徒歩、自転車の方は通れるんですけども、どうしても車の駐車場の部分になかなか難しいということで、目隠し塀を設置した後は、下の水根の駐車場のほうに車を停めて歩いてきていただいていたというような状況もあって、お客さんが減ってしまったということで営業が難しくなってしまったというところもインディゴブルー青目立不動尊休み処の休業に至ってしまったというところがございます。その部分も含めて、指定管理者、土地所有者の方とこれからも引き続き協議をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（宮野 亨君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 4番、小山辰美委員の2点目のご質問にお答えします。

ページで言いますと、105ページのほうをご参照いただければと思います。公有財産購入費、丹三郎（水神前）、小丹波（竹ノ平）の今後の活用についてのご質問かと思えます。

まず、1点目の丹三郎（水神前）でございます。こちらにつきましては、第1回定例町

議会の前に議会全員協議会の中で、今後の活用についてご説明をさせていただきました。そのときには若者の定住対策用地として、地権者の皆様のご協力をいただきながらやっていきたいということで回答させていただきましたが、実は、この付近の地権者の皆様に、こちらに定住対策用地として建物を建てたい、また、分譲地として活用したいというようなお話をしたところ、近隣の地権者の方からも、実は、町のために定住対策用地として今後協力していきたいというようなお話がございまして、現在、新たに地権者6名の方と今お話をしております。今回、町が購入した土地については、複数の方と隣接してございしますので、町が建てる場合については、隣接所有者の方に必ずご説明をします。その段階でその隣接所有者の方が、うちも協力していきたいというようなことになりまして、面積が大分大きくなってございまして、今まさに測量を行って、今後の活用について地権者の皆様、自治会長等と検討していきたいというふうに考えております。

活用方法につきましては、いずれにしても若者の定住対策用地として考えておりますが、面積の規模が多くなったものでございますので、当然アプローチとして道ですとかその部分、また全体的な構想等をこれからやらなきゃいけないということで、今後、来年度に向けて今、現況測量等を済まして、これからは地域の皆様のご理解をいただいて、地域の中で説明会等を開いていきたいというふうに考えておりますので、現時点で分譲地にするですとか、町営の若者住宅にするですとか、子育て応援住宅にするということはまだ未定でございますので、今後、地権者の皆様とお話し合いをさせていただいて決定させていただければと思います。

次に、2点目の小丹波（竹ノ平）でございます。こちらについても議会全員協議会の中でご説明をさせていただきましたが、こちらについては、そのときに地目が畑ということで、今後、地目が解消された後に活用させていただくということでご説明をさせていただいたところでございますが、この状況でございますが、認証事務が遅れておりまして、国都の認証がとれないということで、当初の予定では今年度中に地目が変わって登記が反映されるというようなことでございましたが、この事務が遅れているというふうに報告されておりますので、そちらについてはこちらの認証事務が終わった後に、地目が変わった後に分譲地、または定住対策として活用するに当たって地質調査とかをして、最終的に決定していきたいと思っておりますので、現時点ではまだ活用については、若者用の定住対策用地ということで分譲地にするのか、子育て応援住宅にするのか、町営住宅にするのかというのは未定でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（宮野 亨君） 4番、小山委員。

○4番（小山 辰美君） 再質問ではないんですけど、青目立不動尊のトラブルについて、やはり誠意を持って対処していただければ、相手もわかってくるんじゃないかと、そう思います。ぜひその辺をよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（宮野 亨君） ほかにございませんか。6番、大澤委員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

ページ数 85 ページの款、農林水産業費、項、農業費、目、農業総務費、13 の委託料のところで、農作物獣害防止対策事業委託費がいくつか挙げられています。この経費 3,741 万とかなり大きな金額が毎年使われているんですけども、毎年、町民の方から有害鳥獣被害について切実な声が届けられます。昨年度対策として新たにやったこととか効果があったことなどありましたら教えてください。

○委員長（宮野 亨君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 6番、大澤委員さんからのご質問にお答えいたします。

決算書の 84 ページから 85 ページにかけてということで、款 06 農林水産業費、項 01 農業費、目 02 農業総務費の中の農作物獣害防止対策事業費の委託料が特に捕獲委託ということで大きな金額を占めているということで、事業の中でも 3,700 万円という大きな予算の中での効果ということと、新たな取り組みというようなお話かと思えます。

こちらの事業につきましては、主に猟友会のほうにお願いをしております、緊急捕獲、市町村捕獲ということで形成をしていただいておりますけれども、シカだとか、サル、イノシシ等々の捕獲のほうを年間を通じてお願いをしているところでございます。

観光産業課の事務報告書の 17 ページをご覧くださいと思います。こちらに 7 の有害鳥獣捕獲事業ということで、過去 5 年間の捕獲数のほうを掲載をさせていただいております。31 年度につきましては、シカのほうで 192 頭ということで、前年度と比較してかなり大きく伸びているという状況でございます。こちらにつきましては、猟友会の方が有害鳥獣捕獲ということで、水曜日、土曜日、日曜日ということで、各地区の獣害が特にあったところなども優先的に実施していただいております。こちらのほうを精力的に活動していただいた結果がこの結果だと受け止めております。

また、その下段のイノシシです。去年は、特にイノシシの被害が各地で多くて、町のほうにも、また、猟友会のほうでも直接電話が行っているような状況で、猟友会の皆さんも連絡がある都度、その地区に出向いて駆除等していただいているところでございます。

イノシシにつきましては、年間の捕獲の許可頭数が 40 頭ということで、1 回目の申請はいただいているんですけども、去年は多くて、40 頭を超えた段階で、さらに 40 頭の

追加申請を行いまして、80頭の許可をいただいた中での53頭ということで駆除のほうをさせていただいたと。こちらにつきましてもくくり罠だとか、箱罠のほうを猟友会のほうで被害があったところを優先的に設置をしまして、駆除を行ったという成果が出ているものだと思います。

今年度に入りましてシカは相変わらずなんですけど、イノシシはかなり今のところ被害の報告が入っていないというところも、これは猟友会の皆さんのご努力の成果だと考えております。

新たな取り組みという部分につきましては、引き続き有害鳥獣駆除対策、特に罠の購入とか、檻の購入等も行いながら、皆様から被害報告があったところを優先的に実施をしていくというスタンスで行っているところでございます。

サルの方は、基本的に群で動く動物でございますので、捕獲というよりは追い払いということで実施をしているので、爆竹だとか、ロケット花火に慣れてしまって、なかなか被害軽減するのが難しいということで、役場のほうにも声が入っているんですけども、85ページの委託料の備考欄に書いてありますとおり、警戒システムということで年間でテレメトリーとGPSをサルにつけて群の行動を監視したりとか、イノシシの罠の見回りというのも数年前から実施を猟友会のほうにさせていただいて、定期的に見守っていただいているというような状況で、引き続き猟友会と協力しながら被害軽減に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（宮野 亨君） ちょっとお願いいたします。各課長さんをお願いいたします。説明の際、事務報告書を示す場合、タブレットをあけるのに時間がかかりますので、委員さんが開いたことを確認してから説明をお願いいたします。

また、大澤委員に申し上げます。せっかくマイクが自由に曲がりますので、話の最初のうちはいいのですが、後半になって聞き取りづらくなっちゃいますので、ぜひここで活用していただくようによろしくお願いいたします。

ほかにございませつか。11番、高橋委員。

○11番（高橋 邦男君） 11番、高橋です。

同じ85ページお願いします。農林水産業費、事業名の(03)簡易給水施設管理費のところをお願いします。以前にも質問したことあるのですが、その後のことということで質問させていただきます。

今、簡易給水施設も何か所か、5か所ぐらいでしたっけ、町内にありますけど、金額見

ますとやっぱり 1,000 万の上の管理費がかかっているということで、できれば東京都と協議していただいて、都営一元化じゃないですけど、都のほうに移管できればというのはあります。都内で檜原村もまだ簡易水道だと思うんですけど、檜原村さんと一緒になって東京都のほうへ粘り強く交渉していただければ、経費削減ということになると思いますので、その辺のもし協議経過等がわかれば教えてください。

○委員長（宮野 亨君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 11 番、高橋委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

簡易給水施設の関係で、一元化についてということのご質問でございます。簡易給水施設につきましては、ご存じのとおり、町内 5 地区で 5 簡水ご利用をいただいている状況ということでございます。現在、各地区におきまして 46 世帯 52 名の方にお使いをいただいております。

管理を担当します部署といたしましては、常に施設の点検、維持修繕等を行いまして、安定した給水に努めているというところでございます。

また、一元化の関係でございますけれども、一元化につきましては、奥多摩町の第 5 期長期総合計画におきまして簡易給水施設の都営水道の促進ということで長計の中にも掲げられているという状況でございます。平成 31 年 1 月の定例会におきまして、5 番、木村圭議員からは、簡易給水施設についてということで、一元化も含めてということでご質問をいただいたところでございます。その際、町長からは、一元化については困難な状況が見込まれるが、東京都水道局をはじめとした関係機関に働きかけを進めてまいりたいという答弁がございました。

担当としましても引き続き第 5 期長期総合計画の後期計画におきましても位置付けをしっかりと行いまして、今後、都営水道一元化の実現に向けまして、都水道局等に要望、または調査等の活動を引き続き行ってまいりたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

○委員長（宮野 亨君） ほかにございますか。1 番、伊藤委員。

○1 番（伊藤 英人君） タブレットのページで 97、98 となります。商工費です。観光費、節で言うと、13 委託料、節 14 使用料及び賃借料のところですが、先日の一般質問で町営駐車場に関する質問をしたのですが、そのときの答弁が氷川駐車場とか、小丹波駐車場に関しては、経費のほうがか売上額よりも高いということでした。氷川のほうは 500 万ほどという形でした。これを毎年この決算でいくと、委託料や賃借料というのは固定費

なのかなという感じがするんですね。であるならば、この固定費から算定して、駐車場の使用料金のほうを決めていったほうが解決に向かうかなと思いましたが、決算の場ですが、そのようにお話ししたいと思いました。

もう一つ確認が 98 ページ、同じく節 14 使用料及び賃借料ですが、こちら駐車場の使用料、賃借料が書かれていますけども、一般質問であった白丸の駐車場というのは、使用料や賃借料は発生していないのかどうか、その確認。

以上 2 点でした。お願いします。

○委員長（宮野 亨君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 1 番、伊藤委員さんからのご質問にお答えいたします。

はじめの質問が決算書の 97 から 98 という中の観光施設維持管理費の中の駐車場の部分、一般質問に絡めてということで、経費のほうが入収より多いということで、固定費から利用料のほうを積算したらどうかというようなご提案、ご質問かと思えます。

この部分につきましては、町が管理する町営の有料駐車場につきましては、奥多摩町町営駐車場の設置及び管理運営に関する条例ということで、条例のほうに規定させていただいているということは一般質問のほうでお話を町長からさせていただいたところでございます。氷川駐車場、奥多摩駐車場の 2 か所でございます。

料金につきましても条例のほうで定めさせていただいております。条例の第 4 条におきまして、1 日 1 回 1 台当たりということでございますが、大型自動車は 2,500 円、マイクロバスが 1,500 円、普通自動車が 700 円、オートバイが 300 円ということで設定をさせていただいております。こちらの金額につきましては、今のところ妥当な金額なのかなというふうに担当のほうでは捉えております。

先日も町長から一般質問でご答弁がありましたとおり、経費だけでこの有料化の問題を判断するのではなく、いろいろな地域の方だとか、観光客の皆様、関係者の皆様のご意見を伺いながら、また、地域の皆様の意見も伺いながら総合的に判断をさせていただきたいということでご回答させていただいておりますので、そういった意味も含めて今後検討していきたいと思っております。

今のところ条例に定めた金額が妥当か、妥当でないかということ、担当としては妥当かなと考えておりますので、必要な手続があります。条例なので、当然、改定する場合は議会の皆様にご審議をいただいておりますので、そのような段階が来た場合には、また議員皆様にご審議をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、2点目が白丸の駐車場の使用料の部分でございます。こちらにつきましては、決算書のページで行きますと、86ページをご覧くださいと思います。款06農林水産業費、項01農業費、85ページから86ページにかけてなんですが、目03の農業振興費の事業(01)農業振興総務費の中の86ページの節14使用料及び賃借料、こちらの中に特産物加工販売施設等使用料、こちら特産物加工販売施設の四季の家になります。こちらを含めた一体的に駐車場のほうをお借りしているということで、この「等」という部分の中に駐車場の部分が含まれるということで、一体的にこちらの部分で払っているということでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長(宮野 亨君) ほかにございますか。7番、澤本委員。

○7番(澤本 幹男君) 7番、澤本です。

ページで言うと88で、林業費、林業総務費、林業総務費、節が負担金・補助及び交付金ということで、備考に、東京都治山林道協会負担金が182万ということで出ています。昨年200万で、これは林道と関係の東京都の外郭団体とかそういう形だと思んですけど、今後、森林環境税が増えて、いろいろな林道の整備に使うと思んですけど、182万というのは大分金額が大きいので、どういうふうに使われているのか。今後、森林環境税も含めて指導というのがあるかと思んですけど、どういう役目をやって、その金額も大きいんで、ご説明をいただきたいです。その1点です。

もう一点が91ページになりまして、林業費、森林費の(06)木質バイオマス推進事業費で、済みません、その次のページになりますかね、ごめんなさい。次のページの節の23償還金・利子及び割引料ということで180万4,000円という過年度都補助金返還金があります。これも毎年出ているのかと思うのですが、都に補助金返還ということでございますので、都から例えば毎年多くなるということは、都からも指導があったり、町としてもどのように考えているのかをちょっとお聞きしたい。

以上2点よろしく申し上げます。

○委員長(宮野 亨君) 環境整備課長。

○環境整備課長(坂村 孝成君) 7番、澤本委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

1点目の治山林道協会の負担金にかかわる部分でございます。東京都の治山林道協会負担金につきましては、東京都治山林道協会、こちらは、東京都一円及び山梨県の一部におけます治山林道事業を拡大強化いたしまして、国土の保全と森林の開発を図り、地域の振

興と公共の福祉を増進するということが目的とされている協会でございます。

事業の内容といたしましては、治山林道事業の整備・拡充、所管庁に対する答申、それから、建議及び陳情等というような内容の事業となっております。

協会の会員の構成でございますけれども、西多摩3市2町1村ということで、八王子市、青梅市、あきる野市、奥多摩町、日の出町、檜原村及び島しょの2町6村、大島町、八丈町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村の14自治体で、各自治体の負担金につきましては、平等割と事業費割がございます。その合算金額が各自治体の負担金ということでございます。平等割は、一律1万円となっております、事業費割につきましては、毎年実施しました治山林道事業の清算額をもとに、それぞれの金額の区分ごとに率を乗じて算出されるという仕組みになってございます。

奥多摩町の場合、林道やら治山やらということで、かなり都の事業規模が大きいということで、都の事業費、これ町の林道事業等も含めてなんです、全体の総額に対して一定の割合が乗じられて金額が算定されるという仕組みとなっております。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮野 亨君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 7番、澤本委員さんからの2点目のご質問にお答えいたします。

款06農林水産業費、項02林業費、目03森林費の中の06木質バイオマス推進事業費、決算書は91ページから92ページにかけての部分の92ページの節23償還金・利子及び割引料の都の返還金が多いということで、申し訳ありません、毎年ご指摘をいただきながら返還金が多い状況が続いている状況でございます。

こちらにつきましては、令和元年度の予算までは委託料等々の中の集積所の管理委託だとか、木材の買い取り業務だとかチップ制度業務というところで、かなり大きな当初予算でも見込みを立てて予算計上しておりました。それに基づきまして、東京都の補助金のほうも積算をいたしまして、2分の1補助ということなんです、令和元年度では当初予算の歳出の事業費が394万3,820円ということで計上させていただいております。実際には、実績といたしましては、補助対象額については33万円程度という実績になっている状況です。当初予算の歳入のほうでは197万1,000円ということで計上させていただいておりますけれども、先ほどの実績のとおり33万5,115円に対する2分の1の補助ということで、実際の確定額が16万7,000円という状況になっております。この当初の補助額の197万1,000円から16万7,000円を引いた額が今回返還をさせていただきます180万4,000円

ということで大きなお金を計上させていただいております。

こちらの部分につきましては、なるべく何とか材を多く確保していきたいということで、当初予算では計上のほうを多くさせていただいているんですけども、実績といたしましてはなかなか伴わないという現状で、このような形に大きな返還金が生じてしまっているという状況で、東京都からもやはり返還金が多いということでご指摘もございましたので、令和2年度の予算からは、ある程度見込みの部分で減額を見込みまして予算計上させていただいている状況でございます。

そんなことが東京都からの指摘もありまして、今年度からは減額して計上させていただいておりますが、引き続き返還が多く生じないようにには努力はしていきたいと思いますが、この問題は、チップの製造の問題とか様々な問題ございますので、一つ一つクリアをしながらこの事業を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（宮野 亨君） ほかにございますか。6番、大澤委員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

今の澤本委員の質問と関連して91ページの木質バイオマス推進事業費の中で、木質バイオマス事業が買い取りはやるけれども、チップにはできないということで買い取りをしている状況だと思うんですけども、買い取った木材の活用はどうなっているのかというのを教えていただきたいのと、もう一点、97ページの款07商工費、項02観光費、目01観光総務費の(01)観光施設維持管理費のところの一番下の14の使用料及び賃借料のところの奥多摩小屋について、昨年3月いっぱいまで閉鎖して、今後については都と協議していくということで、テントの業務をやるかどうかというのは協議していくということでしたが、その辺の協議経過について教えていただければと思います。

○委員長（宮野 亨君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 6番、大澤委員さんからのご質問にお答えいたします。

1点目が決算書の91ページ、同じく木質バイオマス推進事業ということで、買い取った材の活用ということのご質問かと思っております。こちらにつきましては委員さんからお話があったとおり、チップ制度が3月31日をもってできていないというところなんですけど、買い取りと買い取りに伴う地域通貨の発行はやらせていただいているところでございます。買い取った材の活用ということで、今はとりあえず集積所のほうに置かせていただいて、そのままにしている状況でございます。

この部分、チップにわずかな材をして、「もえぎの湯」に入れても1か月も、もたない程度で終わってしまうということで、ボイラーの活用もできないということで、現状は、材のほうは買い取らせていただいているというところで、地域通貨の発行まではやらせていただくということで、システムが回ってはいないんですが、この事業を止めてはいけないということで、その部分だけは何とか引き続き継続をさせていただいているところでございます。

今後、材の確保がまずは第一の問題で、ある程度、材の確保ができた段階で、次は通年で確保ができる方向になった段階でチップ製造、今後どうしていくかというところを考えていかなければいけないというところでございます。ただ、年間、「もえぎの湯」のボイラーを稼働させていくだけの材が、計画上だと材木で641立米、チップで1300立米というかなり大きな量になります。今までは農林水産振興財団がやられているチップ製造業務の中、これは下水道局の汚泥処理施設、こちらのほうに使っていたんで、かなり量が出たということで、そちらをかなり安い価格で入れていただいていたというところで何とか回していけていたという状況でございます。

そんなところも総合的に、材が確保できないとチップが確保できない、そして、「もえぎの湯」のボイラーが稼働できないというようなところで、非常に難しい問題ではございますけれども、一つ一つクリアをして、例えば通年で「もえぎの湯」のボイラーを稼働しなくても、夏場の2か月、3か月稼働できるような形にまずは持っていくということも一つの方法かなと考えております。

この奥多摩町の急峻な地形で、林業家の方に聞いても、やっぱり材を出すというのは非常に難しいというお話も聞いております。そういうところも町だけで考えるのではなくて、関係者の皆様、また、学識経験者の方もいらっしゃると思いますので、そういう方のご助言をいただきながら、この問題すぐに解決できる問題ではないと捉えておりますが、このシステムを回していくこと、また、「もえぎの湯」のボイラーの活用もしていかなければいけないということも含めて何とか考えていきたいと考えております。

ということで、ご質問としては、とりあえず材は集積所のほうに置かせていただいているということでご理解いただければと思います。

次に、2番目、97ページの款07商工費、項02観光費、目01観光総務費の事業(01)観光施設維持管理費の中の使用料の中の奥多摩小屋の協議の経過というようなところかと思っております。こちらにつきましては、令和2年度に入りまして、ちょっとコロナの関係で少し時期が遅れていたんですけども、先日も東京都の土地所有者であります水道局の方、ま

た、環境局の方、あと、国の保護官の方に来ていただいて、あと町と4者協議ということで、今年度、予算のほうをつけていただきまして、奥多摩小屋の解体工事ということで、今現在、契約も済んで進めているところなんですけれども、そちらの部分の経過報告と、今後の活用についての協議ということで、4者でざっくばらんはどうしていくかということで話をしております。

その中で、町としては奥多摩小屋をまずは解体をさせていただいて、危険な小屋のほうの撤去をするというところと、東京都につきましても今年度調査費ということで予算がついているということで、あれだけの広い展望のよい場所をそのままにしてしまって、勝手にテントを張られたり、ごみの問題というところも当然出てきてしまいますので、やはり4者とも何らかの対策が必要ではないかということで協議をしていくということで、先日も4者で実際に奥多摩小屋のほうに上りまして、現地の確認等もさせていただいております。まだ具体的なお話はちょっとここではできないんですけれども、そんな形で4者のほうで協議を進めている状況です。

今後は本格的な協議に入ったときには山岳連盟だとか、関係者等も入れながら、今後どうしていくかということを検討していこうという話になっておりますので、現状の協議内容ということではそのようなこととなりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○委員長（宮野 亨君） お諮りします。会議の途中でありますので、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮野 亨君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時00分から再開いたしますので、お願いいたします。

午前10時45分休憩

午前11時00分再開

○委員長（宮野 亨君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計、歳出、款の6、7、8の質疑を行います。質疑ございますか。6番、大澤委員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

ページ数86ページ、款06農林水産業費、項01農業費、目03農業振興費の節区分19負担金・補助及び交付金のワサビ苗購入補助金として50万円が出されています。昨年は、台風19号の影響でワサビが非常に大きな被害を受けたということで、ことしはワサビを

作れないんじゃないかなという心配もあるんですけども、そういったところの山葵組合さんの、もうやめたいというような方もいらっしゃるとお聞きしたんですけども、そういった動向とか、今後についてどういったワサビの復興についてやっていくのかというのを教えていただければと思います。

○委員長（宮野 亨君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 6番、大澤委員さんからのご質問にお答えいたします。

決算書の86ページになります。款06農林水産業費、項01農業費、目03農業振興費の中の事業(01)農業振興総務費、86ページの節19負担金・補助及び交付金の中のワサビ苗購入補助金に絡んだご質問ということでよろしいかなと思います。

まず、こちらにつきましては、ワサビ苗の購入補助ということで、静岡だとか、長野の苗の生産者の方も高齢化して、なかなか手に入りづらくなってきたという中から、この補助金のほうの制度を作りまして、50万円というわずかな額でございますが、補助をさせていただいているというところでございます。

災害絡みで、やめたいというお話があったということをご質問でいただいております。昨年のワサビ田災害につきまして、皆さんご承知のとおり、かなり甚大な被害ということで、今までにないほどの被害ということで、ワサビ田がすべて流されてしまって、岩が出てしまったというようなところが出ているという状況の中で、やはり耕作者の方も高齢の方が多いということで、2月に行った説明会の中でも、私のところにいらっしゃいまして、もうちょっと年齢的にも厳しいということで、続けられないというお話をいただいた方もいらっしゃいました。また、とても今までやっていた面積を引き続き続けていくことも難しいというお話もいただいております。

そんな中で、かなり大きな被害ということで、町内全域の被害で激甚災害の指定を受けて、今、復旧に取り組んでいるところでございますが、何とか町のほうも耕作者さんの負担をなくすということで、通常だと受益者負担ということで10%程度工事にかかった費用をいただくところでございますけれども、こちらにつきましては、特産物の復興という意味も含めて、受益者負担は町がすべて負担するというので、昨年、決定をさせていただきまして報告をさせていただいたところでございます。

そういった部分で何とか特産物のワサビ栽培をやめる方を減らしていきたいということで考えております。

また、山葵栽培組合の役員の方にもご協力いただきながら調査を行ったり、災害復旧に方法等も兼ねて役員の方と担当の職員の定期的な打ち合せ等も行っているところでござい

ます。そういった意味で、何とか町のほうでできることがあれば山葵栽培組合の役員の方と協力をさせていただきながら、この特産物のワサビが衰退しないように復興に努めていきたいと考えております。

次に、今後のワサビの復興は、今お話しさせていただいたところとちょっと絡むところがございますが、そういった部分で町が支援できるところは支援していきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（宮野 亨君） ほかにございませんか。2番、森田委員。

○2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

ページ数で、認定第1号、ページ91ページ、款06農林水産業費、項02林業費、目03森林費、(05)森林セラピー事業についてお伺いさせていただきたいと思います。19の負担金・補助及び交付金が森林セラピー推進団体補助金として1,720万支出されておまして、今後の森林セラピー事業の展望、また、森林セラピーに参加した方の人数、町外からいらっしゃって森林セラピーに参加した人の人数など、事業展開のほうをお伺いさせていただいたら幸いです。

○委員長（宮野 亨君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 2番、森田委員さんからのご質問にお答えさせていただきます。

決算書のページでいきますと91ページということで、款06農林水産業費、項02林業費、目03森林費の中の事業の(05)森林セラピー事業費、こちらの節19の負担金・補助及び交付金の中の森林セラピー推進団体補助金に絡めた森林セラピーの今後の展望というお話でございました。

こちらにつきまして、まず、参加人数と町外からのという人数というお話でございます。こちらにつきましては、町外の部分の人数というのは今、持っていないので全体の利用者ということでご理解いただければと思いますが、利用者につきましては、延べで1,944人という状況になっておまして、前年度比較では301人の減、13.4%の減という状況でございます。こちらにつきましては、台風災害だとか、3月にコロナの関係があったりしたということで、前年度と比較して減になっているのかなという状況でございます。

今後の展望というところでございますけれども、こちらにつきましては、町全域が森林セラピー基地、そして、5つのロードがあるということで、おくたま地域振興財団ということで財団を作って運用しているところでございます。

また、第2種の旅行業のほうも取得をいたしまして、事業展開ができるような形をとっておりますので、ちょっとコロナが落ち着かないと、なかなか事業展開難しいところがございますけれども、財団の事務局長をはじめ、町のほうの観光課といたしましても、観光協会も含めて森林セラピー事業のほうを推進してまいりたいと考えております。

また、18日のときに会社説明会等もございますので、ちょっと詳細な部分につきましてはそちらのほうでお伺いしていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（宮野 亨君） ほかにございますか。11番、高橋委員。

○11番（高橋 邦男君） 11番、高橋です。

96 ページ、商工費、お願いします。項で言うと観光費で、目だと観光総務費になります。節の13 委託料、委託料の備考欄で言うと一番上の観光客誘致宿泊補助事業委託、昨年も質問したんですけど、続いてということで申し訳ありません。

昨年質問した内容は、宿泊補助が1件当たり2,000円、1名2,000円、あとは事業者のほうの上乗せをすると。先ほど補正予算で、令和2年度については、事業者の上乗せ分も町で持つということになったと思います。あくまでも宿泊の補助ということですが、できれば観光協会に加盟している会員の方で、宿泊事業者以外もいるわけですから、食事でも使えるような、あるいはお土産を買うときに使えるような、あるいは何かレジャーで入場料等を払うようなところで使えるようなということで、その辺クーポン的なという言い方でいいんですかね。そういうことで昨年質問させていただきました。

答弁の中でも、観光協会と連携しながら協議する、あとは観光協会側の考えがどうなのかということで、そんなような答弁いただいたと思うんですけど、その後、その辺がどうなったのかなというのが1つ。

それともう一つ、ある観光事業者の方から聞いたんですけど、宿泊の場合、どうしてもはとのす荘に偏ってしまうと。もちろん補助があれば、少しグレードアップしてはとのす荘へ泊まろうかなという方が多いんだと思うんですけど、ほかの宿の方もいるわけですから、その辺、観光協会が考えることだと思うんですけど、その辺がもしわかれば、ちょっと教えてほしいと思います。

以上です。

○委員長（宮野 亨君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 11番、高橋委員さんからのご質問にお答えいたしま

す。

款 07 商工費、項 01 観光費、目 01 観光総務費の中の事業 (01) 観光総務費の中、ページで言うと 96 ページの委託料の一番上、観光客誘致宿泊補助事業委託ということで、昨年もお質問いただきました。宿泊以外のクーポン券の検討をとということでご質問をいただいたところであります。

こちらにつきましては、今回コロナウイルスの関係もありまして、実は、少し担当課としても、まさかここまでコロナが広がっていくというところは考えていなかったものですから、令和2年度の夏までの間に何とかそういう取り組みができないかということで協議をした経緯は実際ございます。

しかしながら、これだけの感染拡大になってしまったという状況で、この宿泊補助事業も実は人数を増やして実施していきたいという考えも持っていたんですけども、なかなか今の状況で町に観光客を呼び込んでしまうというところがなかなか判断が難しいというところで、今年度につきましては、宿泊事業者さんの上乗せ割引分を町のほうで補助しようということで、取り組みをさせていただきました。

今回、同時に宿泊事業者だけではなくて、町内の飲食店はお土産を買ったりすることもできますけれども、そちらに対応するために地域応援券ということで、事業のほうを補正予算のほうでご提案させていただいて、ご決定いただいたところでございますので、今年度につきましては、町内の商工振興という部分も含めて地域応援券の発行で対応させていただきたいと考えております。

また、観光客誘致宿泊補助事業の拡充というところにつきましては、来年、コロナがおさまったときに、これを拡充するのか、このあたりバージョンアップするのか、そのあたり、先ほどのクーポンの話も含めて観光協会のほうとも協議しながら、ぜひ考えていきたいと思っております。

また、議員皆様にはそのときにはご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、もう一点がどうしても宿泊だとはとのす荘のほうに偏ってしまうんじゃないかというお話でございます。令和元年度の実績でいきますと、はとのす荘につきましては、全体の 56.5%ということで、ほぼ半分のご利用があったという状況でございます。全部で7つの登録施設がございますので、そのうちの 56.5%がはとのす荘という状況でございます。

確かにそういう声も多く聞いておりますけれども、ほかの施設のほうも利用があるとい

うところもありますので、この部分についてまた観光協会と検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（宮野 亨君） ほかにございますか。9番、石田委員。

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

タブレットの95ページの商工費の事業名称は観光総務費の節11の需用費の印刷製本費の431万3,100円の中身を教えていただければと思うんですけども。

それと関連で、「奥多摩+ING」という、観光産業課さんが発行されています冊子があると思うんですけども、47ページで、中身は凄く充実して、無料で配布されていると思うんですけども、これの発行部数と製作単価を教えてくださいということと、あと、町民の皆様からは、大変立派な冊子なので、広告収入や多少有料にしてもいいのではないかなというご意見もお伺いしていますけれども、この点についてお考えを何かあればお願いしたいと思います。

○委員長（宮野 亨君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 9番、石田委員さんからのご質問にお答えいたします。

決算書のページでいきますと95ページになります。こちらの款07商工費、項01商工費、目01商工総務費、事業でいうと、(01)の観光総務費の中の11需用費の印刷製本費431万3,100円の内容ということでまずご質問がございました。

こちらにつきましては、観光ポスターの秋バージョンということで340部印刷をしております。次に、奥多摩観光パンフレット、今、委員さんからもお話がありました「奥多摩+ING」という部分でございますが、こちらが5万部印刷をしております。それと、総合観光パンフレットの英語版、こちらを2万部印刷をしております。先ほどの5万部につきまして日本語版でございます。次に、グルメマップということで、ちょっと内容更新をしまして、3万部の印刷を行っております。あと、3月5日に文書配布のほうでお配りをさせていただきました「もえぎの湯」町民割引券、こちらのほう、割引券、優待券、招待券を各3,000枚印刷をさせていただいているところでございます。あと、次のページ96ページの節13委託料の中の備考欄一番下に多言語観光パンフレット作成委託ということで、前年度の日本語版の新たな作成をしまして、こちらの多言語版ということで3万部、こちらのほうは多言語で3万部の印刷をしているということで、パンフレット等の関係につきましては、令和元年度につきましてそういう状況となっております。

また、「奥多摩+ING」の部分、製作単価というところで、こちら入札でやっており

ますので、ちょっと割り返したりしないと単価出てこないんですけれども、こちらの部分につきまして今ちょっと手元に単価の部分を持っておりませんので、必要でございましたらまたお調べしてお答えさせていただきたいと思います。

また、有料にしてはどうかというお話もありますけれども、西多摩の8市町村等も同じく観光パンフレットを作っておりますけれども、なかなか有料で出しているようなところもありませんですし、観光客誘致という部分で、今のところ無料で配布をさせていただいております。イベント等でもお配りさせていただいているんですけれども、結構人気で、すぐになくなってしまいうような状況もございます。そういった部分、内容を充実させていただいて、観光客を呼び込んでいきたいと考えておりますので、有料化につきましては、今のところ考えておりませんので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○委員長（宮野 亨君） ほかにございますか。8番、小峰委員。

○8番（小峰 陽一君） 済みませんが、事務報告書のほうでちょっとお聞きしたいんですけど、325ページの町公営住宅維持補修の欄に退去という欄があって、500万ばかりしているんですけど、これのちょっと理由をお聞かせいただけますか。

それと同じく事務報告書で、297ページの15ワラビ栽培、いら畑の収支がわかりましたら教えてください。

それから、もう一点、済みません。301ページで、一番下に12素材生産量とあるんですけど、この意味がよくわからなくて、今年度は非常に、平年5から8ぐらいの立米なんですけど、令和元年度は27.12立米というふうに非常に増えているんですけど、これの製材二次加工ということなんですけど、ちょっと内容がよくわからないので教えていただけますか。

○委員長（宮野 亨君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 8番、小峰委員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

事務報告書の325ページということで、住宅の維持補修の関係のデータでございますが、その最下段でございます504万149円ということのご質問でございます。

こちらにつきましては、それぞれ一番左の欄に住宅の内訳が書かれております。入居された方が退去した際に、その後、現地で立ち会いを行いまして、修繕をかけるということを実施しておりますが、それに要した費用ということでございます。それぞれ公営栃久保住宅でございますが、188万4168円。公営日向住宅はゼロでございます。町営栃久保第

1住宅については、49万7448円。町営栃久保第2住宅につきましては、147万3,606円。栃久保余ヶ野住宅につきましては118万4,927円。これを合計した修繕費にかけた予算費用ということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（宮野 亨君） 8番、小峰委員、申し訳ございません。2番目の質問は、事務報告書の297ページでしたっけ。

○8番（小峰 陽一君） そうです。いら畑の収支です。

○委員長（宮野 亨君） 15番のワラビ栽培、いら畑牧場の件ですね。観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） まず、2点目の事務報告書のタブレットでいうと、24ページですか、そのワラビ栽培、いら畑の収支の状況ということでよろしいでしょうか。こちらにつきましては、こちらに記載をさせていただいているとおり、令和元年度に行った事業といたしましては、ワラビを250本、コシアブラ30本、タラノメが130本ということで植えつけを行っております。

こちらにつきましては、一般財団法人小河内振興財団とワラビ等の栽培管理業務委託を締結いたしまして、植栽だとか、下刈りとか周辺の柵の補修作業を含めて実施をさせていただいているところでございます。

平成30年度につきましては、試験的にふれあい館のほうで販売をしたり、レストランで使用したりということで、ワラビにつきましては36.5キロ、タラノメにつきましては1.1キロ収穫をいたしまして、レストランで使用したり販売をしているという状況でございます。

支出といたしましては、決算書の86ページにあります13委託料、こちらにワラビ栽培管理業務委託ということで102万円ということで委託をかけている状況でございます。収支の状況ということで、試験的にレストランで利用したりとか、販売しているような状況でございますので、ほとんど収入のほうはございません。ワラビ、タラノメ、コシアブラを植えて、平成28年度から始めた事業で、タラノメ、コシアブラにつきましてもそれほどまだ成長していないという状況、また、以前もお話しさせていただきましたが、ワラビを植えた部分がなかなか根つかずに、今収穫しているのも、実は自生のワラビのほうが多とんどであるということになりますので、こちらにつきましては、収支の状況ということでお話をさせていただきますと、ワラビ栽培の管理をお願いしているということでご理解いただければと思います。

3点目の事務報告書のほうで28ページ、こちらの12番の素材生産量の令和元年度27.12ということで、大きく増えているというような状況と、こちらの内容ということで

ございます。申し訳ありません、こちらにつきましてはちょっと今、資料を持ってきておりませんので、後ほどこちら回答させていただければと思いますので、申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮野 亨君） 8番、小峰委員。

○8番（小峰 陽一君） 費用なんですけど、当然、入居をするときに契約書を結んでいと思うんですが、その中にやはり最低、退去のための条件なんていうのは当然つけていと思うんですけど、それ以外に発生したものというふうに考えていいんですか。町が負担する分というふうに考えていいんですか。

○委員長（宮野 亨君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 8番、小峰委員さんのご質問にお答えさせていただきます。

住宅に入居いただく際には、委員さんおっしゃられるとおり、契約を締結して住宅をご使用いただくという手続の流れでございます。その中で、住宅を使っただく中で必要な修繕というのがいろいろ発生してくるということでございます。それらにつきましては、先日、住宅関係の一般質問の中でもご報告させていただいたところですが、都の基準に基づきまして使用者、それから管理者でそれぞれ負担する項目についてしっかりと分けられておりますので、その部分については、その基準に基づいて管理をさせていただいているということでございます。

この退去の数字につきましては、現地で立ち会いをして、後に修繕をかけた費用ということで町が負担をするものということで執行させていただいたというところでございます。内容によっては床板をはいで、もう一度張り直すとか、そういったことも含めて修繕ということで対策をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（宮野 亨君） ほかにございませんか。2番、森田委員。

○2番（森田 紀子君） 森田です。

決算書 96 ページ、款 07 商工費、項 02 観光費、目 01 観光総務費、19 負担金・補助及び交付金の内訳の中で、日本さくらの会会費 5,000 円という項目があるんですが、この会はどのような会か、教えていただけたら幸いです。

○委員長（宮野 亨君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 2番、森田委員さんからのご質問にお答えいたします。

決算書のページで言いますと 96 ページ、款 07 商工費、項 02 観光費、目 01 観光総務費、事業で言えば観光総務費の中の 19 負担金・補助及び交付金の中の日本さくらの会の会費

ということで、日本さくらの会、どのような会かというところでございます。

こちらにつきましては、桜というのは日本の花ということで、全国的にこの桜の振興をしていこうということで結成された団体でございまして、こちらのほうの会に加入することによりまして、桜の名所をネットだとか冊子のほうで紹介していただいたり、あとは宝くじの助成金等の活用をして桜の苗木をいただいたりとか、そういうことで日本の花である桜を振興していこうということで作られた団体と記憶しております。

以上でございます。

○委員長（宮野 亨君） ほかにございますか。3番、相田委員。

○3番（相田恵美子君） 相田です。

同じページの事業名が（03）の町ふれあい広場事業費のところなんですけども、補正予算で970万マイナスになっているということは、昨年台風19号の影響で、ふれあいまつりが行われなかったということもあるのかなと思いましたが、この中で、備考欄のところにも奥多摩ふれあいまつり分担金110万円とありますけど、これはどういう分担金なんでしょうか。

○委員長（宮野 亨君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 3番、相田委員さんからのご質問にお答えいたします。

同じページ96ページの事業（03）町ふれあい広場事業費970万円の大きな減額ということでお話がありました。お話のとおり、台風災害の関係で事業が中止になったと。ふれあいまつりが一番大きな中止になりますけれども、山のふるさと村音楽祭だとか、そのあたりも中止になってしまったということで減額になっております。

奥多摩ふれあいまつり分担金というものにつきましては、ふれあいまつりにつきましては、ふれあいまつりの実行委員会ということで、実行委員会形式でこの事業のほうを行っている状況でございます。こちらの実行委員会のほうに分担金として町から予算を支出しているという内容でございますが、今回中止になったんですけれども、110万円かかってしまったということにつきましては、大きなものにつきましては、昭和歌謡ショーのほうをかなり前から出演者のほうを予約しなければいけないというところで、2名確保させていただいていたんですけれども、10月の直前の台風というところもあって、どうしても出演者のキャンセル料が50%出てしまったということで、そちらの部分が80万円になります。そのほかにつきましては、広告宣伝ということで事前に広告宣伝をしていかなければいけなかったり、出演団体の方たちに郵送で事業のお知らせだとか、依頼等を出す関係がございまして、そういった部分を含めて、事業は行わなかったんですけれども、どうして

も費用がかかった分を町のほうから実行委員からの精算に基づきまして分担金としてお支払いをさせていただいたという状況でございます。

以上です。

○委員長（宮野 亨君） 質疑ありませんか。3番、相田委員。

○3番（相田恵美子君） 今年も中止が決定されましたけど、同様に分担金負担するのでしょうか。

○委員長（宮野 亨君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 3番、相田委員さんからのご質問にお答えいたします。

ふれあいまつり分担金、今年度中止に伴って出すのかというお話かと思えます。こちらにつきましても先ほどと同様の理由で、出演者のほう、実は、昨年、直前でキャンセル料が50%ということになったんですけれども、実際にはもうちょっと直前だったので、多くの費用になっています。そういった意味で、依頼をしています事業者のほうに、同じ方であれば50%までキャンセル料が引けるということでもございましたので、なるべく町としても支出を抑えたいということで、同じ出演者を今年度も出ていただきたいということで、経費を抑えた経緯がございます。

ここの部分でも交渉して、なるべく今キャンセル料が抑えられるように協議はしておるところなんですけれども、どうしてもゼロということとはできないということと、あと、事業中止に伴います出演者だとか、協力依頼者の方に中止のお知らせということで郵券代のほうもちょっとかかってきますので、この令和元年度の110万までは、大きくはないとは考えておりますけれども、なるべく経費を抑えた形で必要経費を算出をいたしまして、実行委員会のほうとまた協議もしなければいけないので、そこで分担金のほうをちょっと考えていきたいということで、発生するかということ、発生してしまうというのが事実でございます。

以上です。

○委員長（宮野 亨君） ほかに質疑ありませんか。小峰委員。

○8番（小峰 陽一君） いら畑の件でお伺いしたんですけど、済みません、質問を忘れましたんで、もう一度お願いしたいんですが。今後の見通しというか、計画がどのような形になっているかということと、収支がよくなければやめるのか、やめないのか。

○委員長（宮野 亨君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 8番、小峰委員さんからのご質問にお答えいたします。

先ほどのいら畑のご質問の続きということで、今後の計画見通しという部分でございま

す。こちらのほうは以前、ヒツジの放牧場というような部分で活用していた経緯がございます。そんなところでヒツジのほうをやめた後に、何か活用ができないかということで、ヒツジの放牧場の後にシカの養鹿施設ということで、一時、養鹿施設ということで使っていたんですけども、なかなか活用がうまくいかないという中で、次の段階でワラビ園ということで計画が出まして、栽培、管理というところで小河内振興財団のほうに委託をして事業をしているという状況です。

確かに委員さんからご指摘があるとおり、なかなか収入が得るまでに行っている状況ではありません。当然、PDCAサイクルというお話もありましたので、いつまでもこのところにこだわって大きなお金を支出していくというところも考えなければいけないとは考えております。

そんな中で今後、あそこの施設をどう活用していくか、タラノメとか、ワラビとか、コシアブラも大きな本数を植えている状況もございますので、そこを全く無視してやめてしまうというところに対しては、そこをまずはどう活用できるかというところを考えていきたいと考えております。それからやめる、やめない、ほかの事業にするか、そのあたり回答になっているか、申し訳ないんですけども、考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（宮野 亨君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮野 亨君） 質疑なしと認めます。

以上で、款の6農林水産業費、款の7商工費、款の8土木費の質疑を終結します。

次に、款の9消防費、款の10教育費、款の11災害復旧費、款の12公債費、款の13諸支出金、款の14予備費についての質疑を行います。質疑はありますか。3番、相田委員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

款10教育費、項05社会教育費、タブレットの121ページです。目01社会教育総務費、事業名が(03)文化会館管理費、節13委託料の部分です。文化会館の指定管理を平成30年の10月から、一般社団法人木村奨学会が指定管理を受けているということで事務報告にございました。木村奨学会は、文化会館の中にある図書館も委託を受けているかと思いますが、指定管理のほうと図書館の委託のほうのすみ分けというのを教えていただきたいのと、もう一つは、民間移譲することによって住民サービスへの効果、あるいは効率がどのように図られているかということを知りたいと思います。

○委員長（宮野 亨君） 教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） 3番、相田委員のご質問にお答えします。

文化会館の指定管理と図書館の指定管理につきましては、基本的には別に指定をしております。文化会館につきましては、文化会館の建物と施設の予約等の管理を総合的に委託しております。図書館に関しましては、氷川図書館と古里図書館の運営を一括して管理しております。そういうすみ分けになっております。

指定管理につきまして住民サービスにより効果的、効率的に対応するために民間の能力を活用して、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図るという目的でやっております。効果としましては、総合的には30年度の文化会館の管理費総額が2,998万1,786円で、令和元年は、消費税の増税とありまして多少増えておりまして3,084万1,231円となっております。

ただ、今まで管理をしておりました社会教育係のほうで、こちら本庁舎に移ってきまして、社会教育係の負担が軽減され、休日出勤や残業代等につきましても多少減少が見られますので、その費用対効果はあったのではないかと考えております。

以上です。

○委員長（宮野 亨君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 3番、相田委員さんからのご質問、ただいま教育課長から答弁ございましたが、若干補足ということと、一部修正ということで答弁差し上げたいと思います。

指定管理の部分でございますけれども、こちらにつきましては、文化会館と町立図書館ということで、一括で指定をさせていただいております。

ただ、決算書のほうもそうですけれども、予算といいますか、支出の関係につきましては、それぞれ文化会館管理費と図書館の部分で別に分けて支出を行っているということでご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（宮野 亨君） 教育長。

○教育長（若菜 伸一君） 3番、相田委員の今のご質問の経緯の部分で、とても大切な部分だなと思って若干補足をさせていただきたいと思います。というのは、行政の需要等、定員管理のお話なんですね。行政需要は常に変化をしていきます。今までも役場でも様々な組織化、改変を加えて行政需要にできてきたわけですが、今までは高齢者、あるいは成人のヘルスの部分、この部分に非常にウエイトを置いていたんで、福祉保健課のこ

の部分は職員の配置が多くなってきている。

そんな中で、ご案内をしていると思いますけれども、平成 29 年度から児童・生徒の人数が、町が昭和 30 年にできてからはじめて増加に転じました。以降、横ばいに推移をしています。これはもちろん若者定住、子育て支援の影響の効果でございますけれども、この結果、今年に限って言えば、児童・生徒、小学校・中学校に入学した子ども 44 人いますけれども、そのうちの 33 人は、I ターン、あるいはUターン、75%の方がそうっております。

その中で、子ども家庭支援センターの業務が多忙を極めているということで、そちらの対応のために職員を割かなければいけない。定員管理という考えの中で、町は行政改革大綱の中で定員をマックス 128 というふうに捉えています。ですから、どこかを増やせばどこかを減らさざるを得ない。そのために教育系の係長と担当と 2 名いたんですけれども、そこを 1 名にしました。それで 1 名分を子ども家庭支援センターに配置をしたという経緯がございます。

一方、社会教育係は 3 人ですけれども、常に町外へ出たり、町内のいろんな行事の準備のために 3 人でユニットで動くんですね。そうすると、文化会館が留守になりますんで、当然、パートなりの職員を雇わなきゃいけないということで 2 人雇ってました。そんなことが相まってスケールメリットを生かそうということで、教育委員会の部屋は、ご案内のとおり狭いですが、そこに社会教育係を移すことによって、社会教育係が留守のときの電話番号であったり、施設の受付であったり、そういうことをほかの係の者ができると。あるいは 1 名減った教育係もパートを雇いましたけれども、1.0 人分の職員の力を発揮できない。ですから、その部分をスケールメリットで生かして補っていこうよということで本庁へ動かしたということで、では、文化会館はどうするのというお話の中で、文化会館、あるいは図書館 2 館を併せて指定管理制度で管理をしていただくということで、住民サービスをより向上させたらどうかというところでこの話が出てきたということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（宮野 亨君） ほかに質疑ございますか。相田委員。

○3 番（相田恵美子君） わかりました。図書館は、氷川図書館と古里図書館含めて一括で委託というふうに捉えてよろしいですか。文化会館の中の図書館というところではなくて。

○委員長（宮野 亨君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 3番、相田委員さんからの再質問にご答弁いたします。

氷川図書館も含めてということで木村奨学会さんのほうへ、決算上は委託ですけども、指定管理ということでお願いをしているところでございます。

○委員長（宮野 亨君） 3番、相田委員。

○3番（相田恵美子君） わかりました。住民のサービスの向上に繋がるということで、1つの財団で、1つの建物2つの委託はどうかとちょっと疑問に思ったんですけど、住民の方がそれでサービスの向上というか、住民の方の利益になればいいなと思いました。

以上です。

○委員長（宮野 亨君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 済みません、ちょっと説明が足らなかったようです。ちょっと補足させてください。

氷川図書館は、福祉会館の中に入っております。あくまでも木村奨学会にお願いしているのは、氷川図書館の運営という部分で、福祉会館自体につきましては奥多摩町の社会福祉協議会のほうに指定管理ということで委託をしているという状況でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（宮野 亨君） ほかにございませんか。8番、小峰委員。

○8番（小峰 陽一君） 8番、小峰です。

またまた事務報告書で申し訳ないですけど、410ページの下段の教育用コンピュータ整備状況というところで、小学校にも新規に90台入れたということで書いてありますけども、先生方と生徒を足すと、まだ35台ぐらい足りないのかなというふうに思うんですけど、そこら辺どういう配置になっているんでしょうか。

○委員長（宮野 亨君） 教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） 8番、小峰委員のご質問にお答えします。

令和元年度現在では、確かに足りない状況でございましたが、令和2年度の今回のコロナ対策事業の関係で、補正予算にて追加の台数を配備する予算を可決していただきましたので、これで1人1台に見合う形になる予定でございます。

以上です。

○委員長（宮野 亨君） 8番、小峰委員。

○8番（小峰 陽一君） ちょっと具体的に配置の数を教えていただきたいのと、それから、古里小にパソコンがゼロで、氷川小21台となっていますけど、これはちょっと古里小の方、かわいそうじゃないですか。

○委員長（宮野 亨君） 教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） 小峰委員のご質問にお答えします。

まず、パソコンの具体的な台数でございます。古里小学校が学校の先生用のパソコンが21台、そして、児童・生徒用の端末が現在の数値ですけど、予定で102台。氷川小学校が先生用が20台、パソコン教室用が21台、また、児童用のタブレットが65台。奥多摩中学校が先生用のパソコンが26台、パソコン教室用が35台、あと生徒用のタブレットが109台となっております。古里小学校のパソコン教室用のパソコンですが、済みません、ちょっと今把握しておりませんので、後ほど回答させていただきます。失礼します。

以上です。

○委員長（宮野 亨君） 8番、小峰委員。

○8番（小峰 陽一君） 例えば古里小のタブレットは、先生入れて123台あるということですか。そうすると、先生が17人で、生徒が86人で、これでいくと103台あればいいんだよね。予備が必要でしょうから、何台か予備にしてもちょっと数が多過ぎないですかね。

○委員長（宮野 亨君） 教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） 8番、小峰委員のご質問にお答えします。

学校用のパソコンにつきましては、各個人の先生方が直接自分の自席で使うもの以外に、いろいろな個々の機能に応じたパソコンが数台ありますので、その分も見込んでおります。

また、児童・生徒用につきましては、見込みのとおり予備等もございまして、故障して修理に出すとすぐには使えないので、多少予備が必要であるということと、ここに古くてちょっと故障ぎみのパソコンもありますので、ちょっと台数が多くなってしまっております。

以上です。

○委員長（宮野 亨君） 8番、小峰委員。

○8番（小峰 陽一君） パソコンについては、台数を共用で使うんで、台数が少なくても仕方ないのかなと思うんですけど、タブレットについては、1人1台配布したいという考えだったと思うんですけど、それでいくと、先ほどの数字で古里小を例に言うと、先生が21台ですね。先生本当は17人しかいないですね。それから、生徒は実数が86ですよ。これでいくと123台タブレットが古里小にあるよというふうになっているんですけど、どうなっていますかということです。

○委員長（宮野 亨君） 教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） 古里小学校のパソコンにつきましては、まず先生用のパソコ

ンにつきましては 21 台ということで、各先生が自分の自席で使うもの以外に、別途、別の用途で使うものがあるというのが 1 つと、あと先生の実人数に含まれない講師等もおりますので、それで多少多くなっております。

タブレットのほうにつきましては、1 人 1 台ということがまずありまして、それ以外に平成 28 年度に導入した 22 台がちょっと古いので故障ぎみであって、台数としてあるんですけど、実働率が悪いので、台数としては多めになってしまっているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（宮野 亨君） 8 番、小峰委員。

○8 番（小峰 陽一君） そうすると、タブレットに限って話ししているんですけど、生徒と先生は、個人所有のものが支給されているということで理解していいのかな。

○委員長（宮野 亨君） 教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） タブレットにつきましては、令和元年度決算時点では、まだ 1 人 1 台ではないんですが、今年度の補正予算を用いて導入すると、3 校とも 1 人 1 台体制になるということになります。

以上です。

○委員長（宮野 亨君） 続いてございますか。7 番、澤本委員。

○7 番（澤本 幹男君） 今の小峰委員の続きなんですが、タブレット、コロナの関係で、実は使ったとか、また、どうなのか、全国では、ないところは急いで入れています。奥多摩の場合は、先見の明で早めに入れていただいてよかったのかとは思いますが、どういうふうに今回のコロナ対策で使われたか、あればちょっと教えていただきたいと思えます。

○委員長（宮野 亨君） 教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） 7 番、澤本委員の質問に回答いたします。

まず、3 月からの臨時休校の際に、先に 1 人 1 台配備済みであった中学校のほうにつきましては、毎朝、画像で各生徒の顔を見て状態確認を 1 人ずつしております。また、授業に代わるものとして、各タブレットに対してデータを送ることができますので、その日の課題を各生徒のほうに送信いたします。それを各生徒のほうで、その日 1 日取り組んでいただきまして、結果を先生のほうに返していただくというようなことをして、いわゆる教育課程の授業に該当するものはないんですが、それに類するものとして学習活動を行っておりました。

また、ほかに小学校につきましては、1人1台ではなかったもので、各家庭のパソコンでもできるというようなものということで、学習支援サイトというものが文科省や東京都のほうで提示されておりますので、それを紹介いたしまして、できるものを、例えば何年生だったらこれを取り組んでほしいというようなことを紹介してやっていただきまして、週1の登校日や臨時休業中の登校可能な日に確認をさせていただくようなことをしております。

また、中学校でちょっと変わった例といたしましては、美術の時間に絵を描いていただいて、それを写真に撮って、先生のほうに送信して講評いただくというような取り組みもしております。

以上です。

○委員長（宮野 亨君） お諮りします。会議の途中でありますので、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮野 亨君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時00分から再開いたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○委員長（宮野 亨君） 午前中に引き続き会議を行います。

答弁漏れがございましたので、その答弁から行います。8番、小峰委員の観光産業課長への質問に対する答弁を行います。観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 8番、小峰委員さんからの先ほどのご質問のほうにお答えいたします。

事務報告書のタブレットのページ28ページということで、素材生産量というところがございます。こちらにつきましては、素材生産というものが立木を切って用途に合った長さの丸太を生産することということで、その丸太の生産量の調査を毎年、木材出荷に関する調査ということで実施をしております。令和元年度につきましては、事務報告書に記載が27.12となっておりますけれども、大変申し訳ありません、調べたところ、右上の単位というのが1,000立米ということで記載をさせていただいているんですけれども、令和元年度につきましては、立米で間違えて記載をしてしまったということで、実際27.12立米という形になります。こちら申し訳ないんですが、訂正をさせていただきたいと思います。

令和元年度につきましては、町内の製材場のみを対象にさせていただいたということで、

東京・森と市庭さんのほうに調査を出させていただいて、回答いただいたものをこちらに記載をさせていただいているところでございます。

ちょっと表記のほう等含めて、この説明が注記等も含めて非常にわかりづらい表記になっておりますので、来年度はちょっと見直させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（宮野 亨君） それでは、引き続き款の9から14までの質疑を行います。質疑はありますか。11番、高橋委員。

○11番（高橋 邦男君） 11番、高橋です。

130ページです。災害復旧費、台風災害復旧費、その中の令和元年の台風第19号災害復旧事業費なんですけども、その中の節14 使用料及び賃借料の3項目ありますけど、その一番上です。避難者宿泊施設借上料10万8,000円ということで、19号の後の復旧についてはいろいろ町のほう、東京都もそうですけど、配慮させていただいて、本当にきめ細かい復旧支援をしていただきました。実際に宿泊の施設のほうも借り上げて、実際に避難した方がいたのかどうか。その辺ちょっとお伺いいたします。

○委員長（宮野 亨君） 危機管理担当主幹。

○危機管理担当主幹（大串 清文君） 11番、高橋委員のご質問にお答えいたします。

決算書130ページ、災害復旧費の中の令和元年度台風第19号災害復旧事業費の中で、決算書で131ページの14 使用料及び賃借料の中の避難者宿泊施設借上料についてご質問を受けました。

この内容でございますけれども、昨年台風19号の際に、ちょうど教育委員会の関連で、海外派遣の観点でホームステイでオーストラリアからバイロンベイ高校の生徒の皆さんがいらっしゃってございましたけれども、ホームステイ先ですと危険が生じる可能性もあるということで、子ども家庭支援センターに一旦避難をしていただいたんですが、その後、はとのす荘に避難をしていただきまして、それにかかる費用となります。人数としましては生徒が16名で、引率の先生が2名、計18名の宿泊料となります。

以上でございます。

○委員長（宮野 亨君） 質疑ありませんか。7番、澤本委員。

○7番（澤本 幹男君） 教育費の関係です。ページで言うと110で、教育指導費、教育指導員の中で、節01 報酬なんですけど、学校運営協議会委員8万2,000円ということでございます。事務報告書の中でも、ページで言うとパソコンの18ページ、教育費の事務報

告書、学校運営協議会、30年からコミュニティスクールを配置したということでございます。金額的に8万2,000円が多いか少ないかわかりませんが、2年間たってどのような活動をしているのか。8万2,000円というのは少ないのか、多いのかわかりませんが、一生懸命やっているんだったら逆に少ないのかもしれないし、いや、これが適当な金額、金額面からするとそうでしょうけど、でも、実際本当に大切ならもっとお金出すかもしれないし、これは本当に今後考えていく大事なコミュニティスクールであるということならば、どういうお考えかなと思ひましてお聞きしたいと思ひます。

○委員長（宮野 亨君） 教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） 7番、澤本委員の質問に回答させていただきます。

学校運営協議会の委員報酬につきましては、2,000円が単価でありまして、それが7名の委員がおりまして、6回、今回1回中止がありましたので、合計で8万2,000円ということになっております。

内容といたしましては、学校の運営に関して、地域の人や学校、また、その他の人々で学校の運営に直接かかわって、学校の今後の取り組みのほう、いろんな方々で協議して決めていくというようなものになります。

どんなことをしているかといいますと、例えば研修会を開きまして、学校の運営の今後について講師を呼んで研究会を開きましたりですとか、あとは学校の1年間の方針を各学校のほうで案を発表していただきまして、それについて協議をして、決議をして、1年間の運営方針を決定するといったことをやっております。

どのような方が委員かといいますと、前の校長先生経験者ですとか、あと、保育園の保育士さん、また、民生児童委員の方といった方が主に委員となっております。

以上でございます。

○委員長（宮野 亨君） 7番、澤本委員。

○7番（澤本 幹男君） 実際に2年間それができて、今後もやらなきゃいけない部分もあったんでしょうけど、今ご説明いただきましたけど、6回やって、金銭的に8万2,000円ということですけど、重要性と言うんですか、そここのところをもうちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

○委員長（宮野 亨君） 教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） 7番、澤本委員の質問にお答えいたします。

重要性ということでございますけれど、このコミュニティスクールにつきましては、学校運営協議会、文部科学省のほうの指導もありまして入れてくださいというのものもあるんで

すが、学校の運営のほうを今までは意外と教育委員会や学校だけで決めていたんですけど、それを保護者や地域の方々の意見を取り入れることも重要だということなので、こういう事業をやっているわけでありまして、実際に地域の方々、コーディネーターというんですけど保育士の方とか、そういった方々から学校の運営についてご意見も多々出ておりますので、実際に非常に有効でありますので、今後もぜひ続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（宮野 亨君） ほかに質疑ございませんか。3番、相田委員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

今の澤本委員の同じページなんですけども、(01)教育指導費のところの節 07 賃金のところなんですけど、賃金のところの上から2番目、学校図書館支援員賃金は結構高額で出ているんですけども、これはどういう方がされているんでしょうか。

○委員長（宮野 亨君） 教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） 3番、相田委員のご質問にお答えいたします。

学校図書館支援員賃金 265 万 6,678 円ということで、こちら学校図書館法で 12 学級以上の学校には司書を配置しなければいけないということになっているんですが、当町では学級数が満たないので、司書はありません。このため町で学校図書館の充実を図るということで、図書の指導員を各校に配置しております。こちらにつきましては、司書の資格がある方は時給 1,500 円、資格がない方は時給 1,000 円ということで、毎日、長い方ですと 9 時半から 16 時まで、短い方ですと 10 時 20 分から 16 時までということでやっておられます。人数といたしましては、氷川小が 2 名、古里小が 1 名、奥多摩中が 1 名ということで 4 名で、賃金が 265 万 6,678 円ということになります。

以上です。

○委員長（宮野 亨君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮野 亨君） 質疑なしと認めます。

以上で、款の 9 消防費以下、款の 14 予備費までの質疑並びに認定第 1 号の歳入歳出項目別のすべての質疑を終結します。

これより認定第 1 号の総括質疑を行います。6 番、大澤委員。

○6 番（大澤由香里君） 6 番、大澤です。

質問ではありませんので、ご答弁は必要ありませんが、2019 年度の一般会計決算につ

いて一言意見を述べさせていただきます。

まず、歳入に占める自主財源である町税の割合が 9.5%と年々減少傾向にある中、引き続き 7 割強の地方交付税や都支出金などの財源を確保し、その財源を行政水準の向上と住民福祉の向上を図ることを目的に、堅実に財政運営を図られたことに敬意を表したいと思います。

昨年は、特に台風 19 号による甚大な被害があり、職員の皆様には、町民の安心・安全な暮らしを守るために大変なご苦勞をされたことと思います。改めまして、ご尽力に感謝申し上げます。

第 5 期長期総合計画の 5 年目に当たる 2019 年度は、前河村町長が重点的に推し進めた少子化対策、若者定住化対策の効果が顕著にあらわれました。懸念されていた児童・生徒の減少も抑制されつつあります。毎回述べておりますが、15 項目の子育て支援事業は、どこの自治体よりも進んだ施策として評価しております。新師岡町長にもぜひ継続していただきつつ、さらに大きくなった子どもたちに住みたい、住み続けたいと思ってもらえるような魅力あるまちづくりを進めていただきたいと思います。

定住の要件として雇用の場を確保することが重要です。奥多摩総合開発は、その受入れ先として大きな役割を担っていますが、働いている方から労働環境や待遇について不満の声も聞こえてきます。奥多摩町の大切な雇用の場ですので、町としても、きめ細かな支援・指導を行っていただきたいと思います。

また、奥多摩病院のベッドの利用率は、40%と前年度よりもさらに落ち込みましたが、公立・公的病院には単に医療費削減や病床削減の観点でははかれない役割があります。新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、感染症まん延期における公立病院の重要性はますます明らかです。

しかし、厚労省は、公的・公立病院の再編統合の計画を引き延ばしはしたものの、依然として撤回はしておりません。町には奥多摩病院は再編統合ではなく、むしろ存続のために充実させるべき病院であると国に対して必要性を強く訴えていただきたいと思います。

それから、一つ気になりましたのは、職員の健康診断の結果です。奥多摩病院での健康診断、人間ドックともに「異常あり」が 8 割を超えています。多くの職員の皆さんが業務過多となっているのではないかと危惧します。

町では行政改革の取り組みの中で、適正な定員管理と業務体制の確保に努めているとありますが、現在の定員で業務分担の見直し、効率的な業務運営を図っても改善されないようであれば、ぜひ人員増にかじを切るべきだと申し上げます。

国においては、経済政策アベノミクスの大胆な金融緩和などにより、大企業や富裕層をもうけさせる一方で、2度にわたる消費税増税や社会保障費削減で国民に負担を押しつけ、暮らしと経済を痛めつけ、貧困と格差を拡大させてきました。これまで政府は、所得の低い人ほど負担が重い逆進性の強い消費税を2014年4月に税率5%から8%へと増税し、家計消費が年20万円も落ち込むなど、景気に悪影響を与えました。にもかかわらず、昨年10月、10%への増税を強行し、さらに消費不況を深刻化させました。そして、相次ぐ災害や消費税10%で大きなダメージを受けているところに、今、新型コロナ危機が追い打ちをかけている状況です。

ことし4月から6月期のGDPは、年率換算で28.1%も落ち込みました。小規模事業者や低所得者の多い奥多摩町民にとっても大打撃となっています。コロナ禍のもと、経済を回復させるには、消費税減税が必要だとする声が大きくなる中、菅氏は、総裁選の中で消費税の更なる増税に言及しました。新型コロナウイルス感染拡大の影響に加え、消費税の10%への増税で、日本経済、国民の生活が窮地に陥っているときに、更に国民に負担を押しつけようとする菅氏の発言に大きな批判の声が起こっています。

更に菅氏は、この間、自助、共助、公助を自身の目指す社会像として掲げ、自分でできることはまず自分でと自己責任論を前面に押し出しています。政治家が自助を叫び、自己責任を押しつけるだけなら、何のための政治かということになります。今までの安倍政権も、これからの菅政権も、大企業の経済効率最優先の政治を進める動きは変わりません。

政権がこうした国民に冷たい姿勢を見せる中、町には悪政の防波堤として地域の現状、町民の暮らしに寄り添った町政を行っていただきたいと切に願い、今後の町政運営、また、来年度の予算編成にも反映していただくことを求め、2019年度一般会計決算についての総括意見といたします。

○委員長（宮野 亨君） ほかに質疑ありませんか。11番、高橋委員。

○11番（高橋 邦男君） 11番、高橋です。

自分のほうも意見ですので、答弁のほうは結構です。令和元年度の一般会計決算について総括意見を述べさせていただきます。

町の財政状況は、自主財源、町税を含めて20.0%、依然として地方交付税や都支出金に依存し、厳しい財政状況が続いております。

こうした中、町は都との信頼関係を築き、財源の確保に努めるとともに、行財政改革と経営努力を積み重ね、住民の福祉サービスを図っています。そして、町税の徴収率も昨年よりは0.1%下がりましたが、それでも99.6%と、高徴収率を保っていることは評価に値

するのではないのでしょうか。また、基金の積み増しもでき、それから、普通会計における起債の計画的な返済もできています。そのような理由から、私は、奥多摩町は健全な財政運営ができていていると思います。町長をはじめ、職員皆様のご努力に感謝させていただきたいと思います。

ただ、新型コロナウイルスの感染症の拡大により、国や都の財政状況も厳しいものがあり、来年度以降の町の財政に影響することは間違いないと思われます。

これから来年度の予算編成が始まると思いますけども、当町においてコロナウイルス対策をはじめ、少子高齢化対策事業の推進、また、庁舎建設をはじめ、高齢化した公共施設の更新や起債への本格的な償還など、多額の予算を必要とする事業を多く抱えている中、住民の福祉やサービスの質の維持もしなければなりません。場合によっては、事業の見直しを迫られることもあるかもしれません。

今こそ町にとってどの事業が必要なのか、住民皆さんが何を求めているのか、限られた財源の中で、本当に必要な事業の見極めをするときであると思います。財源なくして事業はできないとよく言われていますけども、確かにそのとおりかもしれません。しかし、町が実施する事業には予算の大きさだけではない部分も多く含まれていると私は思っています。

今後、今まで以上に厳しい財政運営が予想されますけども、どうか町長、副町長を中心に、職員皆さんが一丸となり、知恵と力を出し合い、住民皆さんのため、町のために、堅実な財政運営を図っていただければと思っています。

また、町長、副町長にはリーダーシップを、そして、ここにいらっしゃる課長の皆様には町政に関するよい企画だとか、アイデア、考え等があれば、ぜひ町長、副町長にぶつけてほしいなというふうに思っています。

最後になりますが、令和元年度決算に携わった監査委員、職員の皆さんに感謝を申し上げます、総括意見とさせていただきます。

○委員長（宮野 亨君） ほかに質疑ありませんか。8番、小峰委員。

○8番（小峰 陽一君） コロナ及び台風災害の中で、非常に職員の皆さんには本当にご尽力いただきまして、ありがとうございました。そんなことで例年と変わらないような、概ね素晴らしい決算ができたというふうに感じています。

細かい点については、お二方がいろいろお話しいただいたんで、省略させていただきますけど、1点だけ、先日の一般質問で、やはり災害に関係したことについてですけども、2億7,300万ぐらいの費用が余計にかかっています。さらに町長の答弁まとめますと、

わかっているものだけでも来年度3億4,400万ぐらい。その中にはモノレールの復旧とか、それからワサビ田の復旧、海沢だとか、寸庭とか、西川の復旧予定等を含めると、3億4,000万どころでなくて、まだ1億かそこら上乘せになるような状況を感じられます。

そんなことで、ぜひ来年度も引き続きこの作業を続けなければいけないと思いますけど、節約できるところはどんどん節約して、基金をできるだけ温存するというのを考えていただきたいと思います。都や国からどんどんお金が来るよと確実にそれもいいんですけど、都や国も、当然のことながら支出増えていますから、当然必要額が来ないという可能性も十分ありますので、来年については、短期的に切るものは切って、有効的な作業をというか、仕事をしなきゃいけない部分をきちんと決めて予算をきちっと使っていただくというか、予算を作っていただいて、今の町民へのサービスが欠けないように、ぜひ来年度もよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（宮野 亨君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮野 亨君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第1号の総括質疑を終結します。

これより採決します。日程第2 認定第1号については、原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願ひます。

（賛成者起立）

○委員長（宮野 亨君） 起立多数であります。よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号 令和元年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を歳入歳出含めて一括して行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮野 亨君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第2号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第3 認定第2号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願ひます。

（賛成者起立）

○委員長（宮野 亨君） 起立多数であります。よって、認定第2号については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第3号 令和元年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を歳入歳出含めて一括して行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宮野 亨君) 質疑なしと認めます。

以上で、認定第3号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第4 認定第3号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(宮野 亨君) 起立多数であります。よって、認定第3号については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第4号 令和元年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を歳入歳出含めて一括して行います。質疑ありませんか。6番、大澤委員。

○6番(大澤由香里君) 6番、大澤です。

ページ数10ページ、款01国民健康保険税、項01国民健康保険税、目01一般被保険者国民健康保険税のところの節01のところ、保険税の未納件数、不納欠損とかかなり多くの数がありますけれども、この方たちが資格者証とか短期証を発行しているかどうかと、あと、生活の実態、徴収の方法と教えていただければと思います。

○委員長(宮野 亨君) 住民課長。

○住民課長(加藤 芳幸君) 6番、大澤委員さんのご質問にお答えします。

まず、ページの10ページ、不納欠損等の未収金です。それに関してのご質問にお答えしますが、この中には、確かに分納されている方もいます。いろんなケースはあるんですが、現在余り悪質な方はおりませんで、定期的に伺って徴収しているとか、全然応じないということもなく、額は様々ですけども、それなりには理解して払ってくれている方と、あとは不納欠損の部分につきましても致し方ないというんですか、死亡ですとか、そういうことで払わない人は今いない状況です。

それで、昨年度のコロナも含めて、3月、4月、5月の年度と、あと、会計締める5月末までがちょっと訪問徴収を控えたものですから、町税に関しましては、0.1ポイント落ちた形なんですけども、国保につきましては、それが控えたにもかかわらず、徴収率的には伸びた形なんで、ご本人たちの自主納付が取りに行かなくても増えたという状況は起きております。

以上です。

○委員長（宮野 亨君） 6番、大澤委員。

○6番（大澤由香里君） 短期証とか資格者証の発行状況を。

○住民課長（加藤 芳幸君） 申し訳ございません、不納欠損等は持っていたんですけども、短期証の件数はちょっと持っていないくて、また後ほどのご回答でさせていただきます。

○委員長（宮野 亨君） お諮りします。会議の途中であります、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮野 亨君） 異議なしと認めます。午後1時50分から再開いたします。

午後1時35分休憩

午後1時50分再開

○委員長（宮野 亨君） 休憩前に引き続き会議を行います。

答弁漏れがございましたので、その答弁から行います。6番、大澤委員の住民課長への質問に対する答弁を行います。住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） 6番、大澤委員の先ほどの質問にお答えします。

先ほども悪質な人はいないと申し上げたように、資格証明書の方はおりません。短期証で3か月、6か月の方が4世帯7人でございます。これは元年度の数字でありまして、2年度の今では1世帯1人減りまして3世帯6人という形になっております。

以上です。

○委員長（宮野 亨君） それでは、引き続き国民健康保険特別会計質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮野 亨君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第4号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第5 認定第4号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（宮野 亨君） 多数であります。よって、認定第4号については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第5号 令和元年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を歳入歳出を含めて一括して行います。6番、大澤委員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

国保と同じような質問になりますが、決算書の9ページ、保険料の収入未済10件、滞納繰越分収入未済も8件、不納欠損5件とありますが、75歳以上をひとくくりにする保険の仕組みで、低所得者が多いということで、どのような生活実態の方であるとか、対応について教えていただければと思います。

○委員長（宮野 亨君） 住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） 6番、大澤委員さんのご質問にお答えします。

また、後期高齢者の未収金の対象者等の関係だと思うんですけども、こちらにつきましても確かに生活が厳しい人が未納者となっております。国保もそうですけども、こちらも悪質で払わないという形の人は現在はいなくて、大変で払えないから分納にしてくれとか、ちょっと待ってくれという人が対象者となっております。

それで、こちらにつきましても制度的には、こちらは資格者証という制度がないんで、短期証になるんですけども、それの方は1名おまして、その人も今まで普通徴収で払っていたんですけども、年金からの特別徴収に昨年度からなりましたんで、現在のものはたまっていかないんで、なくなる見通しがついたというところなんです。こちらにつきましては収納係のほうが丁寧な対応で徴収はしております。

以上です。

○委員長（宮野 亨君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮野 亨君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第5号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第6 認定第5号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（宮野 亨君） 起立多数であります。よって、認定第5号については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第6号 令和元年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を歳入歳出含めて一括して行います。6番、大澤委員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

同じような質問になりますが、11ページの現年度分で収入未済が94件、不納欠損5件と、滞納繰越分でも収入未済60件、不能欠損68件と多くなっております。その生活実態と生活状況、対応と、あと、事務報告書で76ページになりますが、高齢者への虐待が平

成 30 年度で 9 件、令和元年度で 8 件ありまして、この虐待の内容といたしますか、どういう状況でそういうことが起こっているのかと、あと、職員さんの対応について教えていただければと思います。

○委員長（宮野 亨君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 6 番、大澤委員さんの質問にお答えいたします。

滞納の状況なんですけれども、どのような対応をしているということなんです、職員で回ってまして、だいたい同じような方が滞納しているという状況でございます。

介護保険の場合は、不納欠損 2 年間ということで、2 年たってきますと不納欠損になるということで、罰則があるということで、要介護認定時に時効となった場合に未納になった介護保険料がありますと、滞納期間に応じて一定期間、介護サービスが受けられなくなる、自己負担が 1 割から 3 割に上げられてしまうなど、不利になってしまうということをご丁寧に説明して徴収にあたっている状況であります。

また、不納欠損の場合、高齢者も多いということで亡くなる方とか、転出されるということも含まれております。

また、2 点目の質問でございますが、虐待の関係なんです、ほとんど高齢者の虐待は、身体的というよりか経済的虐待が多くなっているといえますか、虐待の関係なので、余り詳しくは言えない部分もあるんですが、親の年金をあてにして子どもが使ってしまいか、そういった部分が出てこられてまして、そのような場合、町長申し立ての後見人制度等も利用しまして、地域包括支援センターの専門職の職員と一緒に対応しているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（宮野 亨君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮野 亨君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第 6 号の質疑を終結いたします。

これより採決します。日程第 7 認定第 6 号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（宮野 亨君） 起立多数であります。よって、認定第 6 号については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第 7 号 令和元年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

での質疑を歳入歳出含めて一括して行います。質疑ありませんか。8番、小峰委員。

○8番（小峰 陽一君） 13 ページの下水道事業費（奥多摩処理区）の節 15 下水道管取出工事というのは何か、教えていただけますか。

○委員長（宮野 亨君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 8番、小峰委員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

下水道の奥多摩処理区の節 15 工事請負費の内容ということでございます。こちらの支出につきましては、公共柵の設置工事といたしまして 12 件の工事を実施したというものでございます。

以上でございます。

○委員長（宮野 亨君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮野 亨君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第7号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第8 認定第7号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（宮野 亨君） 起立多数であります。よって、認定第7号については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第8号 令和元年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定についての質疑を収入支出含めて一括して行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮野 亨君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第8号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第9 認定第8号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（宮野 亨君） 起立多数であります。よって、認定第8号については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された認定議案の審査は、すべて終了しました。

これにて決算特別委員会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

午後 2 時 03 分閉会

奥多摩町議会委員会条例第 26 条の規定によりここに署名する。

決算特別委員会委員長